

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和4年5月2日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和4年5月2日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラッセだいわ指宿店

鹿児島県指宿市西方1675

2 変更事項

(1) 駐車場出入口の数・位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐車場	3箇所	建物南西側	180台
	第2駐車場	2箇所	建物東南側	172台
	第3駐車場	0箇所	建物屋上	172台
イ 変更後	第1駐車場	3箇所	建物南西側	180台
	第3駐車場	0箇所	建物屋上	172台

3 変更年月日

令和4年12月6日

4 届出年月日

令和4年4月8日